

# みやぎ海岸林再生 みんなの森林づくり活動の記録

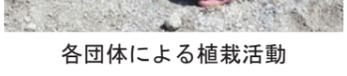
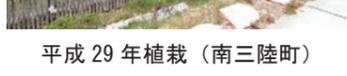
令和3年3月

宮城県水産林政部

## ～ 仙台湾沿岸地域の

## 海岸林再生の歩み ～

震災前の海岸林	震災直後の海岸林	植生基盤盛土の造成
<p>宮城県の海岸林は、仙台藩祖伊達政宗公の時代から約400年にわたり植栽が行われてきました。</p> <p>海岸林へは厳しい環境においても生育するクロマツが植栽され、各地に地元住民による維持管理組合もあり、松葉拾いやキノコ採りなど生活の糧を得る場として利用されることで美しい海岸林が維持されてきました。</p> <p>また、海水浴場が各所にあり、多くの県民が訪れる保健休養地として利用されてきました。</p>	<p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波により、県内約800haの海岸防災林のほとんどで流失・幹折・倒伏の被害が発生し、美しい海岸林は消失しました。</p>	<p>津波の被害にあった海岸防災林を調査したところ、地下水の影響により垂直方向に伸びる根の生長が悪いことが原因で倒伏しやすいことがわかりました。このため垂直根が下に伸びていけるように、植生基盤盛土造成工事が国の民有林直轄治山事業として行われ、その面積は約750ha、11tダンプ約190万台分約800万m<sup>3</sup>の土砂が搬入されました。</p>
		
<p>仙台市蒲生周辺</p>	<p>仙台市荒浜周辺</p>	<p>客土 盛土造成</p>
		
<p>仙台市井土周辺</p>	<p>名取市下増田周辺</p>	<p>敷均し</p>
		
<p>岩沼市寺島周辺</p>	<p>東松島市大曲浜周辺</p>	<p>防風柵設置</p>
		
<p>岩沼市寺島周辺</p>	<p>亶理町吉田周辺</p>	<p>盛土完成</p>

海岸林の植栽	植栽直後の苗木・植栽地	苗木の生長
<p>国による海岸防災林の復旧が進められる一方で、海岸林の再生には、多くの団体及び企業から協力の申し出が寄せられました。県は民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を進めるため、平成26年1月に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を創設しました。</p> <p>これまでに33団体と42の協定が締結されており、県内外から多くの方が参加して植栽活動が行われてきました。活動は植栽にとどまらず、環境学習の場としても海岸林が活用されています。</p>	<p>海岸林に植栽する樹種は、宮城県海岸防災林再生整備指針に基づき、海岸の厳しい環境に耐え生長が見込まれるクロマツを主としました。クロマツの苗木は、松くい虫に抵抗性のある苗木が使われています。また、内陸側には、広葉樹も植栽し、その中には地元の小学生たちが種子を拾い育てた苗木も植栽されています。</p> <p>植栽活動が始まった頃は苗木が不足していましたが、全国から種子や苗木の提供をいただきました。植栽された苗木は順調に生長しています。</p>	<p>最初の植栽から6年が経過し、大きいものは樹高が4～5mに達するものも見受けられるようになりました。</p> <p>今後は、苗木の生長に合わせて、密度を調整するための間引き（本数調整伐）などの保育管理を実施します。</p>
		
<p>各団体による植栽活動</p>	<p>植栽完了地全景</p>	<p>平成26年植栽（名取市）</p>
		
<p>各団体による植栽活動</p>	<p>植栽完了直後</p>	<p>抵抗性クロマツ苗木</p>
		
<p>各団体による植栽活動</p>	<p>植栽完了直後</p>	<p>平成27年植栽（岩沼市）</p>
		
<p>各団体による植栽活動</p>	<p>植栽完了直後</p>	<p>平成28年植栽（亶理町）</p>
<p>各団体による植栽活動</p>	<p>植栽完了直後</p>	<p>平成29年植栽（南三陸町）</p>

# 活 動 年 表

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3月 東北地方太平洋沖地震 発生	5月 8月 2月 3月 同プロジェクトチームによる「海岸防災林に適した植栽樹種に関する調査報告書」策定 同検討会による「今後における海岸防災林の再生について」策定 県による「海岸防災林に適した植栽樹種に関する調査報告書検討プロジェクトチーム」設置 林野庁による「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」開催（1月まで5回）	6月 「みやぎ海岸林再生キックオフ植樹」開催 七ヶ浜町	7月 9月 1月 2月 3月 年度内協定締結件数 1件（2団体） 名取市 「宮城県海岸防災林再生整備指針」策定 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動第一協定締結 「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領」施行 団体・企業等からの協力申し出に基づく森林づくり活動の仕組検討 「今後における海岸防災林の再生について」に基づく「宮城県海岸林再生整備指針」の策定検討	12月 3月 年度内協定締結件数 5件（5団体） 岩沼市 海岸防災林再生活動セミナー開催 「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領」改定	3月 年度内協定締結件数 8件（8団体） 岩沼市・東松島市・亶理町・山元町 「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領」改定

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		1月 3月 年度内協定締結件数 8件（8団体） 仙台市 みやぎ防災林パートナーシップ事業シンポジウム・育林体験ツアー・フォローアップ研修開催 みやぎ防災林パートナーシップ事業海岸林普及ワークショップ・フォローアップ研修開催	7・8月 8月 12月 12月 1月 3月 3月 「防災林検討委員会」設置・「みやぎ海岸防災林・森づくり管理方針」策定検討 2協定 期間満了につき協定終了 みやぎ防災林パートナーシップ事業ワークショップ開催 「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領」改定 みやぎ防災林パートナーシップ事業防災林普及イベント出展（東京） みやぎ防災林パートナーシップ事業ワークショップ開催 みやぎ防災林パートナーシップ事業フォローアップ研修実施	12月 3月 3月 3月 年度内協定締結件数 3件（3団体） 仙台市・岩沼市・七ヶ浜町 協定締結全植栽地における植栽完了 みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会設立 国による民有林直轄事業が完了し、治山施設が県に移管 「みやぎ海岸防災林・森林づくり管理方針」策定	

## はじめに

宮城県の沿岸部には、17世紀半ばから植林が始められた海岸防災林が広く分布し、潮風や飛砂から人々の暮らしや産業を守るとともに、豊かな自然景観を形成していました。これらの海岸防災林は、かつては、地元住民で組織される海岸林保護組合のもとで、燃料や堆肥にする松葉さらいや下草刈りが行われるなど、地域の暮らしにも大切に活用されてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9、県内の最大震度は6強を観測し、地震による津波の高さは10メートル以上にも達し、多くの尊い命が失われるとともに、46万戸を超える家屋が損壊し、ライフラインが寸断されるなど、未曾有の被害をもたらしました。海岸防災林は津波に対して一定の減災効果を発揮しながらも、樹木のほとんどが流失・倒伏しました。

県内で復旧が必要な海岸防災林（民有林）は753ヘクタールにも及びました。このうち、仙台湾沿岸地区650ヘクタールは、事業規模が著しく大きく、また、高度な技術を必要とすることから、県から林野庁へ国の直轄事業による対応をお願いし、仙台湾沿岸地区以北の海岸防災林103ヘクタールは、県が復旧することにしました。海岸防災林の復旧に当たっては、復興に貢献したいと、被災地への温かい思いを持つ、多くのNPO団体や企業の皆様から支援の申し出をいただきました。

このような状況の下、県では、平成26年1月に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を創設し、民間団体等との協働の森林づくりを推進することにしました。協定団体は年々増加し、現在33団体と42の協定を締結し、約150ヘクタールの区域において植栽や保育活動が行われています。震災後10年の歳月をかけ、多くの支援のおかげで753ヘクタールにも及ぶ海岸防災林造成事業が完了しようとしています。改めて深く感謝を申し上げます。

今後、植栽木が成長して、これまでのように防風や飛砂防備などの機能を十分に発揮するには長い年月を要しますが、県といたしましては、関係機関とも連携し、適切な保育管理を進めてまいります。

また、新たに「みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会」を設立することとしており、市町・関係団体等と協力しながら海岸林を活用して震災を伝承するとともに、災害に強く、地域に愛され、大切にされる海岸防災林を目指してまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この活動の記録は、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」協定団体等による海岸防災林再生の取組をまとめたものです。活動に参加された多くの皆様及び市町が、どのように海岸林再生に取り組んできたかを御紹介しておりますので、多くの方に御覧いただき、再生された海岸林を訪れるきっかけになっていただければ幸いです。

令和3年3月

宮城県水産林政部長 小林 徳光

## も く じ

第 1	みやぎ海岸林再生みんなの森林 <sup>もり</sup> づくり活動の概要	7
第 2	協定団体の活動紹介	8
第 3	協定市町のメッセージ	37
第 4	資料編	42

# 第1 みやぎ海岸林再生みんなの森林<sup>もり</sup>づくり活動の概要

## 1 活動の成り立ち

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により発生した津波により、県内は甚大な被害を被り、特に海岸林のほとんどが流出・幹折・倒伏するなど壊滅的な被害が生じた。

国の民有林直轄事業により復旧を進めることとなったが、被災した海岸林の再生について民間団体や企業等より協力の申し出が多数あったことから、平成26年1月に民間団体との協働により海岸林再生を行う「みやぎ海岸林再生みんなの森林（もり）づくり活動」の制度化に至った。

## 2 活動の目標

### (1) 次世代に継承される森林づくりの推進

植栽から成林まで50年以上かかることから、次世代に継承される住民等の参加・協働による森林づくりを推進

### (2) 海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生

仙台藩祖伊達政宗公の時代の400年前から植栽が行なわれ、昭和以降地元地域住民により管理組合が組織され親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会の密接な関わりの再生

### (3) 海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚

潮害、飛砂、風害の防備等の災害防止及び津波破壊力の減衰機能を有し、背後の農地や居住地を災害から守る海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚

## 3 活動の内容

(1) 民間団体等の活動内容は、海岸防災林を確実に成林させるため、植栽木が活着し、雑草木に被圧される懸念がなくなるまでの一定の期間継続される森林づくり活動とする。

(2) 活動の対象とする森林（以下「活動対象森林」という。）は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。

(3) 活動の実施に当たっては、県、市町及び民間団体等の3者で協定を締結するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであった場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができるものとする。

(4) 前項に定めるほか、公益社団法人宮城県緑化推進委員会（以下「県緑推」という。）からの申し出により、県及び県緑推の2者で協定を締結し、海岸防災林の再生に係る普及啓発及び森林づくり活動を行なうことができるものとする。

## 4 活動の状況

協定締結団体 33団体、42協定締結、協定面積 約146.08ha

## 5 今後の活動（保育活動の取組）

植栽が令和2年度中に完了し、植栽した苗木が生育するように保育活動に取り組むことが重要となる。

本県では、「みやぎ海岸防災林・森林づくり管理方針」を作成し、民有林に新たに植栽した海岸防災林の管理や活用について、国・県・市町・民間団体が協力・連携して取り組んでいくこととした。この目的を達成するため、「目指す海岸防災林の姿」、「関係機関の役割と連携」、「活動資金・活動支援」を定め、共通の視点のもと、適切かつ永続的な維持管理体制を構築していくことを目指す。

なお、保育方法の技術的指針については、別途「宮城県海岸防災林再生整備指針」で定めることとした。

この活動を継続的に推進する仕組みを構築するため、「みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会」を設立し、関係者間の協力体制を確立する。

## 第2 協定団体の活動紹介

NO	団体名	協定市町	掲載ページ
1	公益財団法人オイスカ	名取市	9
2	名取市海岸林再生の会	名取市	10
3	公益社団法人宮城県緑化推進委員会	仙台市ほか3市町6箇所	11
4	みやぎ森林づくり支援センター	東松島市・亶理町・南三陸町	12
5	株式会社ジャパנקリーン	仙台市・岩沼市	13
6	特定非営利活動法人わたりグリーンベルトプロジェクト	亶理町	14
7	特定非営利活動法人生命と環境保全	山元町	15
8	ゆりりん愛護会	仙台市2箇所・岩沼市	16
9	東根市緑の少年団運営協議会	東松島市	17
10	宮城県土地改良事業団体連合会	東松島市・亶理町	18
11	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会	山元町	19
12	一般社団法人宮城県電業協会	岩沼市	20
13	一般社団法人宮城県建設業協会	岩沼市	21
14	仙台市森林アドバイザーの会	仙台市	22
15	仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議	仙台市	23
16	セイホク株式会社	東松島市	24
17	特定非営利活動法人蔵王のブナと水を守る会	仙台市	25
18	ナイス株式会社	仙台市	26
19	株式会社七十七銀行	仙台市	27
20	イオン株式会社	仙台市	28
21	TEAM ID	岩沼市	29
22	代ヶ崎浜区	七ヶ浜町	30
23	DCMホームマック株式会社	岩沼市2箇所	31
24	一般社団法人宮城県造園建設業協会岩沼分会	岩沼市	31
25	クミアイ化学工業株式会社	仙台市・山元町	32
26	公益社団法人ゴルフ緑化促進会	仙台市・山元町	32
27	ネットヨタ仙台株式会社	仙台市・岩沼市	33
28	公益財団法人イオン環境財団	亶理町	33
29	菖蒲田浜地区会	七ヶ浜町	34
30	宮城県林業公社分収林事業推進協議会	岩沼市	34
31	一般社団法人森の防潮堤協会	仙台市	35
32	株式会社藤崎	仙台市	35
33	被災地里山救済・地域性苗木生産ネットワーク	山元町	36

## 1 公益財団法人オイスカ

国内外で取り組んでいる農業技術指導を通じた人材育成・地域開発・緑化事業で培った50年以上の経験を活かし、東日本大震災で壊滅的打撃を受けた海岸林の再生を地元被災農家中心に結成された「名取市海岸林再生の会」とともに実施。種まきから育苗、植栽までを一貫して行い、令和2年までに名取市の海岸100haに37万本の植栽が完了。

東日本大震災直後にプロジェクトを始動。平成24年に種をまき、「名取市海岸林再生の会」が手塩にかけて育てた苗を初めて海岸に植えたのが平成26年の春。土壌の性質などによってバラつきはあるものの、苗は概ね順調に育ち、現在成長のいいエリアの平均樹高は3mを超え、5mに達するものも出てきています。

これまで延べ約40,000人が活動報告会等に参加、延べ約12,000人のボランティアが全国から足を運んでマツの管理に取り組むなど、多くの方の手によって支えられてきたこのプロジェクトは令和3年4月より、下草刈りやツル切り・除伐・本数調整伐などの保育管理を主体とする「海岸林再生プロジェクト第2次10ヵ年計画」となります。

強靱な海岸防災林の再生に向け、引き続き保育を継続させていただくとともに、ここで培った経験を「名取発、世界へ」という気持ちで、国際協力の舞台で活かしてまいります。



## 2 名取市海岸林再生の会

「名取市海岸林再生の会」は、「(公財) オイスカ」からの協力要請を受けて、名取市内の海岸林近隣の東日本大震災で被災を受けた農家が中心となり平成 24 年 2 月 29 日に 32 名で設立されました。

これ以降、「名取市海岸林再生の会」と「(公財) オイスカ」は、苗木生産から植林・保育までの名取市の海岸林再生活動に取り組んでいます。

「名取市海岸林再生の会」と「(公財) オイスカ」は、平成 24 年から年間 5 万本を目標にクロマツの生産(播種)を開始、平成 26 年からは年間 10ha を目標に植林を開始、区域面積 100ha、実植栽面積 72ha、植栽本数 37.5 万本の植林を令和 2 年に完了しました。

特に名取市海岸林再生の会は、苗木生産、海岸林・クロマツの重要性に関する普及啓発、植樹祭等の後方支援を主に活動しています。苗木生産はオイスカからの委託をうけて生産で行い、会員等の農業経験・知識を生かしつつ、就業の場を提供するという目的をもって開始しました。これまで 39 万本の抵抗性クロマツ苗木を出荷しており、発芽率も 95%、植林した苗木の平均活着率も 99.2%と高い率を確保してきています。

これらの成果が認められ、苗木については平成 29 年 7 月に全国山林種苗木畑品評会において林野庁長官賞を、植林等の海岸林再生活動全般に亘っては平成 29 年 7 月に第一回インフラメンテナンス大賞・農林水産大臣賞をいただきました。



### 3 公益社団法人宮城県緑化推進委員会

「緑の募金」活動を通じて県土の緑化推進に取り組んでいる団体で、昭和25年3月に任意団体として発足。平成8年3月に「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき「社団法人宮城県緑化推進委員会」に改組。平成20年12月に施行された新公益法人制度に基づき、宮城県知事から公益社団法人の認定を受け、平成25年1月4日をもって「公益社団法人宮城県緑化推進委員会」に移行し現在に至ります。

平成26年度から国や県との協定地において海岸防災林再生活動に取り組む。「次代へつなげよう！ 県民協働による海岸防災林再生の森林づくり」をスローガンに掲げ、各方面から「是非海岸防災林の再生に役立てて欲しい。」との声と共に多くの寄付金が寄せられ、本県の募金業務の中でも、再生活動は極めて重要かつ大きな柱となる。協定地での活動は植樹や保育を含めると延べ130回、参加者は5千人を超えました。

平成29年10月22日（日）に開催した「岩沼潮除須賀松の森」植樹式は、公募により参加者を募りました。当日は選挙投票日と重なり、また台風接近により生憎の雨降りでもあったため、キャンセルが懸念されましたが、想定以上の参加があり、泥濘に足を取られながらも、傘を差し、雨合羽を着て一生懸命にクロマツ苗を植えていただいた参加者（親子の）姿を見て、感謝の気持ちでいっぱいになりました。憂鬱から感動へと変わった植樹活動の一日でありました。



雨降りしきる中での植樹活動（岩沼市寺島川向地内）

## 4 みやぎ森林づくり支援センター

伐採跡地の放置により地球温暖化防止等，森林の持つ公益的機能低下が懸念され中，将来の木材資源を持続的に確保するための再造林の推進をしています。その一環として，一般県民参加のもとに，植樹祭を開催し，再造林推進の機運を高め，造林未済地の解消を目指すとともに，東日本大震災からの復興を願い海岸防災林造成の推進と，被災地の復興を目的としています。

植樹祭は，平成27年度の第1回から令和元年度まで，造林未済地の解消や海岸林等の復旧と被災地復興を目的として，県内で8回実施し，荒廃地の早期緑化を進めました。植栽木は毎年の下刈りにより順調に生育していますので，今後も保育を行い，被災地の復興を願いながら見守っていきたいと思います。



第5回植樹祭「大曲浜地区」



第6回植樹祭「波伝谷地区」



親子で植樹状況



保育状況

## 5 株式会社ジャパנקリーン

当社は産業廃棄物処理業を営んでおり、震災直後の平成23年3月より仙台市から委託を受けまして蒲生地区の瓦礫処理の運営および維持管理業務を担当いたしました。

被災地区の一日でも早い復旧を願うとともに、同海岸線沿いに当たる岩沼地区にて復興を祈念する植樹を行うことと致しました。

平成28年度より全体面積約0.3haを3年に分け植栽を行いました。植栽方法については宮城県森林インストラクター協会様のご指導を頂きながら、全社員、社員のご家族、その他関係者を合わせて約80名で行いました。

当社は廃棄物処理業を通じて「子供たちに明るい未来を継承」することを企業理念としておりますが、植栽も同様に子供たちの自然やふるさとを愛する豊かな心づくりにつながることを祈念し、10年、20年経ってからも自分たちの手で植栽したクロマツが大きく成長した姿を見て、防災・減災の大切さを感じるとともに、東日本大震災の風化を防ぐことを目的としております。

植栽完了後、約3年が経過し、大きいものでは1m70センチを超えてきております。

インストラクター協会様と連携しながら引き続き保育活動に取り組んでまいります。



## 6 特定非営利活動法人わたりグリーンベルトプロジェクト

「失われた海岸林を取り戻したい！」という地域住民の思いから、私たちの活動は始まりました。震災翌年に完成した『マスタープラン』の実現を目標に、苗木の育成や植樹、残存林の維持管理といった森づくり活動の他、様々な形の仲間づくりにも取り組んでいます。

震災から約1年が経過した頃、何気なく立ち寄ったコンビニに置かれていた1枚のチラシに、私は目を奪われました。それは、わたりグリーンベルトプロジェクト運営委員会（当時）が主催する、「海岸林の再生を町民みんなで考えよう」というワークショップの案内でした。もちろん私は迷わず参加を決め、程なく同プロジェクトの一員となったのです。

その後、私はこの活動にすっかりはまり込んだわけですが、その背景には、当時の運営委員長や若い事務局スタッフたちの精力的かつ熱心な仕事ぶりがありました。彼らのプロジェクトにかける熱い思いや優しい笑顔が、今も強く印象に残っています。

平成27年に始まった植樹活動では、延べ5,000人以上の参加を得て、協定面積14.1ha約4万4千本の植栽を達成しました。ご協力いただいた皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。

継続的な保育・維持管理等、課題はまだたくさんあります。伊達政宗の時代から受け継がれてきた白砂青松の風景を取り戻すため、引き続き応援よろしく願いいたします。

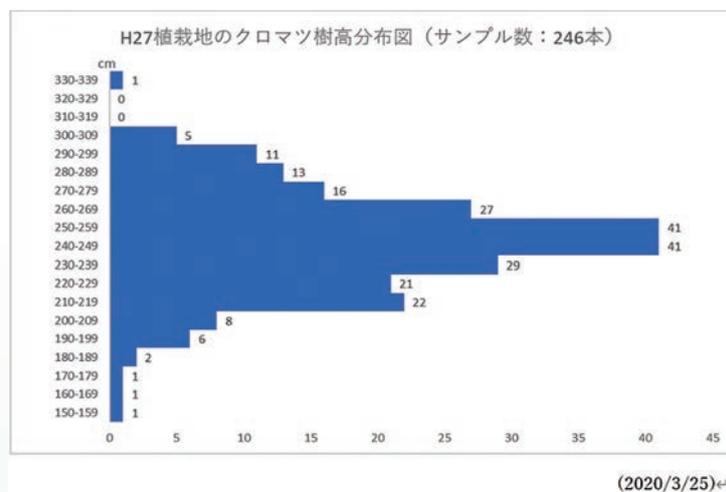


## 7 特定非営利活動法人生命と環境保全

失われた海岸林が当然に果たしてきた生活環境保全機能に加え、より高い津波被害軽減効果を持った海岸林の早期再生を目指し、小面積の土壤改良を施した後、植樹を行いました。

活動を行うにあたっては、主に環境NGO FoE Japan, NPO法人国際ボランティア学生協会の支援を受けました。

- 平成 27 / 28 / 29 年植栽地では、クロマツが十分生長したため、下刈は令和元年で完了し、防風柵もその役目ほぼ終了しました。防風柵の撤去跡地は保育管理歩道として活用したいです。
- 今後の主な保育管理は除伐に移行し、①除伐以前の枝打ち（枝裾払い含む）のあと除伐（本数調整伐）に入ります。②樹高が5 m を越えた林分は千鳥抜きを基本に、③樹高が8 m を越えた林分は、劣勢木、枯損木を中心に除伐（本数調整伐）を行います。



## 8 ゆりりん愛護会

ゆりりん愛護会は、名取市閑上地区の海岸林焼失地を環境学習林として再生する宮城県のモデル事業推進団体として平成16年に組織されました。以来、ゆりりん愛護会は、行政、市内小中学校、地域住民が連携して焼失地への植樹と周辺環境の整備に取り組んできました。「ゆりりん」の名称は、閑上の海岸林に因んで付けられた植栽地周辺の愛称です。

(震災前)平成16年5月、ゆりりん愛護会では、クロマツのほか8種類、1,300本の樹木の苗を官学民協働で海岸の焼失地に植えました。会では、一年に4回、植栽した苗の保育と周辺の海岸林整備を季節ごとに行い、作業の後、ゆりりんの広場で、海岸林のことを学ぶ「森の教室」や、「音楽会」、「キノコ鍋」などの楽しいイベントも開催しました。平成23年3月、東日本大震災は予告なしにやって来て、海岸林をすべて押し流してしまいました。

(震災後)わたしたちは悲しみの時を越え活動を開始しました。「白砂青松再生の会」(小川眞代表)の支援を受け、平成25年3月、生き残りのマツの子孫およそ5,000本を京都緑化センターから名取市に里帰りさせました。その一部は、宮城県と協定を結んだ仙台市や岩沼市の海岸植栽地に植えられ、県から寄せられたマツ苗と一緒に順調に生育しています。これらのマツは、20年後には立派な樹となって地域のために役立ってくれることでしょう。



(平成22年9月：閑上小学校「森の教室」)



(平成25年4月：里帰りしたマツの移植)



(平成27年11月：「復興植樹祭」in 寺島)



(平成29年11月：「植樹会」in 荒浜)

## 9 東根市緑の少年団運営協議会

当団体は自然環境学習によって生命尊重の心や郷土愛などを育むことを目的に結成され、現在は市内に9つある全ての小学校で、4年生を中心とした534名が在籍しています。

この活動のきっかけは、東日本大震災の津波で海岸林の大部分を失った友好都市・東松島市の海岸に松苗を植栽し、復興の手助けをしたいという市民や子どもたちの願いでした。平成25年「松苗育成絆プロジェクト（以下、「松苗P」という。）」が始動、4年生がこの年から大事に育てた松苗計3,000本を、平成27～29年度の3箇年にわたって東松島市の洲崎浜と大曲浜に植栽し、それ以降は、年ごとに担当校を決めて植栽地の維持活動を実施してきました。また活動日当日は、東松島市周辺施設の見学や現地児童との交流も行っており、両市の絆を深める一助となっています。

当団体にとって松苗Pは、例年10月の活動日のために、当市のロータリークラブや林業団体、協定先の東松島市や宮城県の皆さんなどからたくさんのご協力を頂き、関係団体との調整、現地での下準備を何度も重ねて迎える一大イベントです。段取りについては苦勞も少なからずあります。しかし、子どもたちが災害の恐ろしさと共に防災意識や環境保全の大切さを肌で感じ、普段会えない人達との交流を楽しむ様子を見て、この活動が松苗の保全だけでなく貴重な成長体験の場であることに気づきました。

今年は残念ながら、新型コロナの影響で児童の活動を中止、事務局のみでの作業となりました。今後は、当時生まれたばかりで震災の記憶がない子どもたちに少しでも学ぶ機会を作る為、新しい生活様式に沿った内容を模索しながら活動を行っていきたいと考えています。



## 10 宮城県土地改良事業団体連合会（水土里ネットみやぎ）

本連合会は、会員の行う農業農村整備事業の計画的な実施を支援すべく、時代の要請に応えながら受託業務をはじめ土地改良事業に関する指導・援助、推進活動など広範に活動を展開している法人組織です。また、本連合会では東日本大震災や暴風雨による自然災害で被災した農地や農業用施設の災害復旧・復興の支援にも取り組んでいます。東日本大震災の津波で壊滅的な被災を受けた海岸防災林の再生は風害や潮害などから後背地の農地を守る重要な役割を果たすことから、本連合会では平成 28 年より関係団体と連携・協力しながら「水土里ネットの森」としてクロマツの植栽及び保育活動を継続的に取り組んでいます。

亘理地区の植栽では関係市町・土地改良区役職員並びに本会役職員総勢 117 名、東松島地区の植栽では総勢 90 名が参加し、慣れない作業に悪戦苦闘しながらも一丸となって植栽しました。植栽を行ってから亘理地区は 5 年、東松島地区は 4 年が経過し、植栽当時は 30 cm 程度だった苗木が令和 2 年の現在では、大きいもので 2m を超える程に逞しく生育しました。亘理地区においては、令和 3 年 3 月を以って活動を終了する予定でしたが、クロマツがまだ成林しておらず、雑草木に被圧される懸念もあることから、活動期間を延長し、東松島地区とともに生育状況を見守りながら引き続き保育活動を実施していくこととしています。



平成 28 年亘理地区植樹活動参加者



平成 29 年東松島地区植樹活動参加者



令和 2 年亘理地区の生育状況



令和 2 年東松島地区の生育状況

## 11 特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会

行政や多くの企業、団体と協働連携しながら、里山での親子や学校を対象とした自然体験イベントや「企業の森」活動の準備、運営に携わる他、県民の森等3施設の指定管理を行っています。海岸防災林再生活動においても里山での活動同様に行政や企業、団体とともに「参加者に楽しんでもらえる植樹活動」を心がけながら、活動を実施してきました。

宮城県や（公社）国土緑化推進機構、（公社）宮城県緑化推進委員会等と協働で企業や団体の植樹活動の準備や指導、植樹後の維持管理の他、自らも県内の親子とともに抵抗性クロマツによる海岸防災林再生活動を県内の幅広い地域で行ってきました。また残存緑地におけるニセアカシアの除去やエコプロへの参加等、普及啓発にも継続的に取り組んできました。

植樹イベントでは子どもが植樹する場所に予めお土産を埋めておき、宝探しのような形で植樹を楽しんでもらったり、海岸でのビーチコーミングや砂遊び、堤防沿いでの釣り体験等、植樹だけに留まらない海岸ならではの様々なプログラムを実践してきました。

海岸周辺には公園や体験施設が次々と誕生しています。今後予定される育樹活動においても、これらの施設をフル活用した活動プログラムを展開し、植樹活動同様に末永く多くの方々とともに楽しみながら行っていきます。



## 12 一般社団法人宮城県電業協会

当協会は、毎年社会貢献活動に取り組んでおり、東日本大震災以降の平成 28 年度から宮城県および岩沼市と5年間の三者協定を締結し、県内在住者を中心に 100 名前後の会員にご参加頂き、岩沼市の海岸に2ヵ年で合計 2,250 本のクロマツを植樹しました。植樹が完了した平成 30 年度からは、下刈り等の保全活動を実施しています。

今から約 400 年前の伊達政宗公治世の時代に造成された宮城県南部沿岸域の海岸林が、平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災の津波により、一瞬で消えてしまいました。震災当初は、壊滅的な被害を受けた沿岸域を目の当たりにし、この海岸林が再生するのにどれくらいの年数がかかるのだろうか、先が見えない状況に呆然とした記憶を今でも思い起こすことがあります。

植樹活動を始めた当初は苗木の調達や植樹方法が全く分からなかったが、植樹経験がある各団体からご指導を頂き、無事に植樹を行うことが出来ました。植樹を行ってから早いもので5年が経過し、順調に成長しているクロマツを見るたびに、これまで会員および各団体の皆様と汗を流して行ってきた植樹や下刈り活動を思い出し、活動を支えてくださった皆様へ感謝の気持ちでいっぱいです。

今後も植樹木が活着し、雑木に被圧される懸念がなくなるまでの一定期間、下刈り等を継続し、海岸防災林を確実に成林させたいです。



全体写真



植栽状況

### 13 一般社団法人 宮城県建設業協会

建設業を通じて「あんぜんに・あかるく・あたたかく」の3つのAを目指し事業活動を展開しており、東日本大震災で被災した海岸林の再生に向け、生命・財産の「あんぜん」を守り、人々に対して、「あかるい」希望と「あたたかい」ぬくもりのある防災林となるようにとの思いを込めて、「みんなで作る3Aの防災林」として取り組んでいます。

平成28年度より0.2haに1,000本のクロマツの植樹活動を開始し、平成29・30年度0.3haに1,500本とこれまで0.8haに4,000本のクロマツを植栽致しました。

地域建設業で構成する当協会加盟会員企業の従業員とその家族や子供たち、さらには一般の方々等、延べ649名に参加頂き、誰もが親しみを持てる防災林として再生することを目的に活動を展開して参りました。参加者には、海岸林再生に向けた取組の重要性を再認識するとともに、東日本大震災を風化させることなく伝えていくこと、また、将来にわたって防災林の再生に携わっていくという認識が広がったものと実感しております。また、「東北みやぎ復興マラソン」が陸連の公認コースとなり、この防災林の隣接コースを疾走することから、被災地に訪れる方々の、「森林環境」と「防災林」の重要性を広める一助となることを期待しております。



## 14 仙台市森林アドバイザーの会

当会は平成16年8月に設立し、健全な森づくり活動と森林ボランティアの指導・育成を通して、荒廃森林の整備を行うことで森林の公益的機能の回復を図り地球環境保全に寄与することを目的としています。現在103名の会員が植林、下草刈り、間伐、自然観察、クラフトなど自ら実施し、いろいろな機会に参加する市民の活動のサポートをしています。

地震の後、平成23年の8月に七ヶ浜の菖蒲田浜海岸で津波で倒木したクロマツを玉切りし、菖蒲田浜の再生に寄与しました。その活動の中で、海岸林再生にも取組みたいと考えました。

平成24年秋に森林管理署が荒浜の国有地を植樹のため貸し出しをしていることを知り、申請しました。平成25年5月12日に、0.1haに500本のクロマツを植樹しました。「もりっとの丘」と命名しました。

この後は、毎年下刈りをしてクロマツの生育を助けました。

平成29年に宮城県と仙台市の「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」の募集があり協定を締結しました。平成30年5月13日に0.18haに900本の2年生のクロマツを植樹しました。「もりっとの丘Ⅱ」と命名しました。

8月25日に手作業で下刈りし蔓を除去しました。

令和元年7月に下刈りし、蔓を除去しました。



看板の周りは雑草が少ない



雑草を手作業で除去しました



クロマツが順調に生育



除草が終わりました

## 15 仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議

東日本大震災の津波により、大きく失われた東部沿岸地域のみどりを「ふるさとの杜」として再生する「ふるさとの杜再生プロジェクト」を様々な立場の人の協働により進めるために結成されました。連絡会議には市民・NPO・企業等が会員となっており、植樹会や育樹会を企画するとともに、より多くの方々がこのみどりの再生を通じて地域の復興を実感できるよう、仕組みづくりにも取り組んでいます。

みどりの再生には、樹木を植えるだけでなく、その後の樹木の育成、保全などに30年という時間が必要となります。市民・NPO・企業等の力を結集し、海岸防災林をはじめとした東部沿岸地域のみどりの再生を行っています。

連絡会議では、これまで「植樹会」を11回行い、約3,000人の参加者で約27,000本を植樹しました。活動は地域の方々を中心に団体・企業・学校等の参加を得ながら実施してきました。また植えた木を育てる「育樹会」を25回開催し、枯れた木の補植や除草、生長した苗木の観察を行いながら、参加者が海岸防災林に親んでもらえるよう昆虫・植物の観察会や流木等を使用したクラフト工作を併せて行いました。今後も様々な方に参加してもらえるようプログラムを工夫して、東部地域のみどりの再生に取り組みます。



## 16 セイホク株式会社

当社は昭和41年から宮城県石巻市・石巻工業港臨港に生産拠点を構え、建築用途として使用される合板・パーティクルボード等を生産している木質総合メーカーです。海岸防災林の再生活動に取り組んだ理由は、中長期的な視点での減災・被害軽減を図るものであり、被災企業として、また林業に従事する者として地域に貢献する必要があると考えたためです。

平成30年11月社員とその家族65名が、東松島市大曲浜地内に集合し、抵抗性クロマツ苗1,400本を一本一本丁寧に植樹しました。この植樹祭に使用した苗木は当社森林事業部が自社敷地内で種から育苗したものであり、その品質や管理方法が高く評価され、後日（令和元年9月）全国山林苗木品評会にて林野庁長官賞を受賞しました。植樹から2年間における手入れは、年2回（春・秋）の除草作業の実施、日光を遮断してしまうツル性植物（クズ・フジ等）の除去、さらには植栽地内に投棄されゴミ拾い等、社員総出で実施しました。その結果、わずか数10センチだった苗木が樹高1m近くまで成長しました。今後ますます立派に成長していくであろうクロマツ林を想定しながら、海岸防災林の保育活動に引き続き取り組んでいきたいと思っております。



## 17 特定非営利活動法人 蔵王のブナと水を守る会

昭和 61 年から南蔵王の荒れ地を広葉樹の森に復元する活動を行っている。現在はナショナル・トラストで購入した 13.7ha の荒れ地へ植樹を終え、育林活動が中心です。

海岸防災林の再生に、当会が取り組んできた広葉樹の植樹方法が役に立つのではないかと考え参加しました。

活動で一番大変だったのは、令和元年 12 月に自分たちで育てた苗を畑から掘り出した時でありました。畑のある白石では前日から数 cm の積雪があり、当日の朝は畑が真っ白になっていました。温度がかなり低い中、皆で黙々と掘り上げ作業に没頭し、1 時間後にやっと 300 本を掘り上げました。

白石を出発する頃は曇り空で寒かったが、荒浜海岸に着く頃には青空が広がり温度も上がって、上着を脱いで植樹となりました。午前中にヤマハンノキを約 100 本、午後にケヤキやコナラ、イタヤカエデ等の広葉樹 16 種類を約 200 本植樹しました。

植樹には、大阪や埼玉からも応援に駆けつけて頂き、とても嬉しかったです。

その後、令和元年 7 月・12 月、令和 2 年 7 月に植林木の生育調査を行いました。パイオニアプラントであるヤマハンノキは、予想通りに海岸でも逞しく生長していました。思った以上他の木の生長も早く草の被覆度も十分であり、今後の生長を期待しています。



## 18 ナイス株式会社

ナイス株式会社では、東日本大震災直後より、仮設住宅の建設を通して復興のお手伝いをさせていただいてまいりました。その後も、弊社の基幹事業である住宅産業を通じて、東北の復興の一助になるよう事業を展開してまいりました。そんな中、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」のお話をいただき、参加させていただきました。

弊社は、昭和25年に木材市場として事業を開始した会社のため、木材流通には深く携わってまいりましたが、植樹を経験したことのある社員は一人もおりませんでした。そのため、参加したいと手を挙げたものの、苗木の手配や植樹の方法等々、分からない事ばかりでしたが、宮城県森林インストラクター協会様のご協力を得る事ができ、無事に荒浜の植樹を終える事ができました。

令和2年10月18日(土)の荒浜の植樹では、森林インストラクター協会の方々にレクチャーを受けながら、晴天の中、地元のボーイスカウトの子供達と一緒に楽しく植林を進める事ができました。

今後は、しっかりとした防災林に育つように保育活動に取り組んでまいります。



## 19 株式会社七十七銀行

- ・株式会社七十七銀行は、仙台市に本社を置く地方銀行です。
- ・当行は「環境方針」を制定し、森林保全活動など、環境問題への取組みに努めております。
- ・「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」は、創業140周年の節目の年に、環境保全の社会的意義や防災・減災への取組みの重要性を再認識する貴重な機会として、新入行員を対象にした研修の一環として活用し実施しております。

平成30年度に本件協定を締結後、当時入行した新入行員約150名が、1,000本のクロマツを植樹しました。当日は小林頭取も参加し、記念植樹を行った後、新入行員とともにクロマツの苗木を植えました。

令和元年度は雨天、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた屋外での森林保全活動は中止しましたが、新入行員には「当行の環境問題への取組み」や「海岸防災林の役割」についての講義を通じ、環境保全活動の社会的意義や防災・減災への取組みの重要性について理解を深めさせています。

植樹した区画については、海岸防災林が復旧し未来へ引き継がれることを願い、「七十七未来の森～For the Future～」と名付け、植樹したクロマツが大きく成長し災害から地域を守る防災林へと育つよう、今後も引き続き管理をまいります。



## 20 イオン株式会社「イオン 心をつなぐプロジェクト」(イオン東北株式会社)

東日本大震災をきっかけに、イオングループ各社とイオングループ労働組合連合会が協力し、労使一体で復興支援活動を展開しています。プロジェクトは活動期間を10年と定め、①海岸林の再生のために30万本の植樹を実施、②従業員30万人がプロジェクトの行う支援活動に参加することを目標に活動しています。

活動のきっかけはイオンが1990年代から行ってきた「ふるさとの森づくり」としての店舗周辺への植樹活動です。弊社の宮城県内の店舗では、多賀城店・気仙沼店・塩釜店が津波の直撃を受けました。イオン多賀城店では開業時に植えた木々が津波で流失した多くの車を受け止め、中には命拾いをされた方もいました。樹木が津波に対して命や財産を守る減災機能を持っていることを知り、そうした事実を広く知ってもらうことが大切だと考えたからです。

海岸林の植樹活動を通じて、これまで気にかけてこなかった海岸林の役目としての防砂や風よけ、塩害に対する効力などといった先人の知恵に改めて感心させられました。またかつては松林の枝を燃料とし、落ち葉を肥料としていた頃の暮らし方は現在の私たちにサステイナブルとは何なのかを改めて教えてくれました。

それらは今回の震災により津波で被害を被った地域の方々との交流で聞き及んだことであり、周辺住民の方々との協力が無ければ実感できなかったものです。「みんなの森林づくり活動」に参加して、こうした出会いと喜びを体感できたことを感謝申し上げます。

平成24年3月、被災した塩釜市のショッピングセンターから始まった弊社プロジェクトの30万本植樹活動が、昨年3月に仙台市荒浜の「みんなの森林づくり植樹」で達成しましたことをご報告し、鎮魂のお祈りとさせていただきたいと思っております。



## 21 TEAM ID

本団体は、海岸林の育樹活動を通して、会員同士の融和を図り、海岸林の大切さを自らが学んでいくとともに、楽しみながら活動を行い、その楽しさを広く発信していくことで、多くの人々に海岸林の魅力を知ってもらうことを目的として結成しました。主な会員は森林や林業に興味のある20代から50代までの男女で構成しています。

植樹が完了し、次の協定締結団体を募集している協定地があることを知り、自分たちの手で未来に残る海岸林を育樹できることに大きな魅力を感じ、令和2年7月に団体を結成し協定を締結しました。協定地は平成27年度に抵抗性クロマツ（約0.10ha）を植栽しており、樹高は1mから高いもので3mになっています。当面の活動としては下刈り、クズの除去、枝落しを年2回実施する計画としています。

第1回目の活動は、令和2年9月20日に18名が参加して実施しました。当日は、森林インストラクター協会の方を講師に招き、刈払機の操作方法や、植樹地に侵入する植物について説明を受けた後、実際に下刈りとクズの除去作業を行いました。作業はあっという間に完了し、きれいになった協定地に大満足するとともに、その後は除去したクズでリースを作ったり、海辺で遊んだり、芋煮を囲んだりと会員で楽しい時間を過ごしました。実際に活動を行ってみて、この活動は毎年2回クロマツの成長を確認するとともに、会員の情報交換を行う、実りある時間になっていくと思っています。



除草作業



除草作業（森林インストラクター協会による指導）



看板作成作業



集合写真

## 22 代ヶ崎浜区

防災林造成事業地の民家隣接地については高木である「抵抗性クロマツ」に対する圧迫感軽減のため「在来種の広葉樹を主体とする植栽をし、地区住民自らが管理していきたい」との意見が寄せられました。このため、代ヶ崎浜区と、地域住民が緑化推進事業を活用し、「県、町、代ヶ崎浜区」の三者で「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」として、地区住民による植栽、管理を行うこととなりました。地域住民が植栽を行う植樹祭は、コロナ禍のため開催が危ぶまれたが、「東北電力、町、代ヶ崎浜区」の三者協働により行われている防潮堤アート事業と共催で、屋外であるが、名前住所の記入、手指の消毒、マスク着用など万全のコロナ禍対策のもと開催することとしました。

少子高齢化時代の昨今、当地区内にも中学生以下の子供の在住者が激減しており、参加人数が少ないことが危惧されましたが、子供会を中心とした子供達やその友人の参加に加え、当地区在住の子供達の参加を促し代ヶ崎浜地区への愛着を増進することによるコミュニティの維持発展について粘り強く説明した結果、20人弱の子供たちとその両親、祖父母の参加を得、近隣事業者である東北電力及び宮城県インストラクター協会との協働の中、総勢126名の盛況な開催となりました。

中には将来の夢などを記入している名札も多数有り、地元愛の創造には寄与できたと考えますが、公園等の地元管理の増加に加えた津波防災緑地の樹木の管理増と併せ名札の管理についても今後の課題となりました。



## 23 DCMホームマック株式会社

DCMホームマックでは東日本大震災により被災した、岩沼市寺島地区の海岸防災林の復旧活動として地元幼稚園児とともに環境と地域市民生活を守る活動を実施しました。

平成 28 年の活動時には稀少生物が営巣していることがわかり植樹会の日程を急遽変更し見守ることになりました。おかげで何事もなく無事に巣立ってくれたことがなによりです。今後は苗木が大きく成長し新たな生き物たちの住む場所になる事を願っております。



地元幼稚園児が参加し植樹



従業員集合写真



園児に植樹方法指導



園児と一緒に植樹活動



参加者による植樹



植樹から 5 年後の生育

## 24 一般社団法人宮城県造園建設業協会岩沼分会

一般社団法人宮城県造園建設業協会は、現在県内で造園業を営む 181 社を会員として組織されており、昭和 58 年 4 月に設立されました。

県土の緑化推進、造園技術技能の研鑽と造園業の健全なる発展に寄与することを目的としています。

当岩沼分会は岩沼市内で造園業を営む 5 社から構成されています。三保の松原「羽衣の松」の苗木を活用して植栽を行いました。マツが健全に生育するよう今後も協定を継続して活動を行います。



## 25 クミアイ化学工業株式会社

創造する科学を通じて「いのちと自然を守り育てる」ことをテーマに、地球規模の問題である「食料の確保」および「環境の保全」に貢献する企業として、日々挑戦を続けています。

平成 25 年にどんぐりプロジェクト®を開始し、宮城県で集めた約 3 万個のどんぐりを自社研究所で育成後、従業員およびその家族延べ 195 名で 3 年間にわたって植樹活動を行いました。現在は育樹活動を継続して実施しています。



(どんぐりプロジェクト®は東京ガスの商標)

## 26 公益社団法人ゴルフ緑化促進会

会員ゴルフ場に来場されたゴルファーからの緑化協力金及び寄付金・賛助金などをもとにした学校・福祉施設・公園・河川などの社会公共施設や国立公園内への緑化植樹を実施しています。

山元町と仙台市において植栽活動を行い、地元小中学校の子供たちや親子の参加、ボランティアやNPOの方々の協力を得て、植樹祭やイベントを通じて植栽から保育活動まで取組んでいます。



平成 28 年度山元町植栽地



平成 29 年度仙台市植栽地

## 27 ネットヨタ仙台株式会社

当社は、海岸防災林を農業・産業・生活を守る重要なインフラと考えており、地元企業の使命としてCSR基本方針に基づき、当社顧客を含む地域住民とともに活動しており、誰もが親しみを持てる海岸防災林として再生するよう、植栽地を「そらっばくろまつ防災林」と名づけました。

活動にあたっては、植栽地が将来にわたって観光振興に寄与し、市民に親しまれる海岸林となるよう、海岸林の存在意義をお客様や社員等に告知を行い、防災林の重要性認知向上を図っています。



## 28 公益財団法人イオン環境財団

イオングループは、東日本大震災の復興支援として被災地及び東北地方に対して様々な環境社会貢献活動を実施しています。

宮城県及び亶理町、地域住民、国内外の支援者とともに、流出した海岸林を「亶理の森」として再生することを目標とし、亶理町復興計画に沿い海岸林の植栽、下刈及び除伐等の「海岸林再生プロジェクト5年計画」を実施し、今後協定期間を更新して活動の継続を検討しています。



## 29 菖蒲田浜地区会

地元が中心となり、町内外の親子やNPO等との協働により菖蒲田浜の海岸防災林再生活動を行っています。海岸防災林再生に寄与するとともに、海岸林の重要性や意義についてみんなで考え行動するきっかけづくりを目標としています。また、以後多くの方々と一緒に育樹活動に取り組むことで、海岸防災林を自分たちのものとして末永く見守るシステムを築くとともに、生長していく海岸林の中で培われる「生物多様性」について学んだり、地域のレクリエーションを楽しんだりできるフィールドとして育てていきます。



## 30 宮城県林業公社分収林事業推進協議会

地域の森林づくりの担い手である県内森林組合を中心に18の林業関係団体で組織する団体であることから、森林を守り育てるという使命を果たし、CSR活動の一環として防災林を再生することを目的としています。

当会の会員の持つ造林・育林技術を生かし、健全で防災機能の高い海岸林を育成するとともに、地域住民に親しまれる海岸林になるよう、海岸林の存在意義を会員団体従事者、関係者への告知を通じ、海岸林の重要性認知向上を図ります。



## 31 一般社団法人森の防潮堤協会

私たちが目指している「いのちを守る森の防潮堤」は、海岸線に生えるべきいろいろなふるさとの木々を市民の力によって植樹することで、森の力を再生します。

それは未来の子供たちのいのちと財産と心を守る取組みです。

今回の植栽は、「復興支援ありがとうの森 2020」の一環として行い、「五大陸とコダマたち」を設計コンセプトとしてのちを守る森の防潮堤をつくりました。



## 32 株式会社藤崎

東日本大震災で失われた仙台市東部地域一帯のみどりを、市民ひとりひとりの「ふるさとの杜」として再生に取り組んでいくふるさとの杜再生プロジェクトの活動に、平成 30 年度から仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議の正会員として参加しています。

創業 200 周年の節目の年である令和元年には、仙台市の沿岸部のみどり再生のために、仙台市と共催で植樹会（抵抗性クロマツ約 2,000 本を植栽）を実施しました。今後も「藤崎未来の杜」として植えた樹木の育成・保全に取り組んでいきます。



### 33 被災地里山救済・地域性苗木生産ネットワーク(たねふるじえくとネットワーク)

本ネットワークは、被災地のために貢献したいと思う長野県民と、被災地の里山を再生したいと思う宮城県の有志を束ねて、被災地の種子由来の地域性苗木を長野県と宮城県で生産し、その苗木を被災地に植栽するまでの過程を支えるネットワークを構築するとともに環境教育プログラムを開発・実践し、未来を担う若い世代の協働によって被災地の地域性苗木を生産することを目的としています。



## 第3 協定市町のメッセージ

仙台市では、震災で失われた東部地域のみどりを市民のふるさとの杜として再生する「ふるさとの杜再生プロジェクト」に取り組んでまいりました。30年を計画期間とするこのプロジェクトは、令和2年度までの10年間で第1期として「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」をはじめとした植樹活動を中心に多くの市民、事業者、NPO等の皆様のご参加をいただきました。

プロジェクトの初期に植樹した苗木は順調に生長し、この取組みは子ども達の環境学習や地域コミュニティ活性化にもつながっています。内陸部の小学生がどんぐりから育てた苗木を植栽するなど、これまで沿岸部と関わる機会がなかった市民との新たなつながりも生まれてきています。

今後もこの海岸林を地域の財産として、皆様と共に大切に育ててまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 仙台市長 郡 和子

協定地	市有林地（海岸公園）		
	若林区荒浜字南官林地内	協定面積	約 3.38 ha
	若林区荒浜字北官林地内		約 3.55 ha
	宮城野区岡田字砂原地内		約 1.87 ha
			合計約 8.80 ha



名取市は、東日本大震災により甚大な被害を受け、平成26年に、宮城県、公益財団法人オイスカ、名取市海岸林再生の会との4者による、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書」を締結いたしました。

これまでに多くの皆さまのご支援・ご協力のもと、閑上・下増田地区の沿岸部約100haに、37万本の松を植栽いただきましたこと心から感謝申し上げます。

今後は、間伐等の育林作業に取り組む重要な期間です。膨大な手間と時間がかかりますが、数十年後には「名取市民の森」として防砂・防風の役割を担えるよう、立派に成長を果たすことを願っています。

結びに、名取市といたしましても、人々の暮らしを守り、豊かな自然として後世に残る白砂青松の海岸防災林を育てよう、公益財団法人オイスカ、名取市海岸林再生の会、ご支援頂いている皆様とともに取り組みますので、今後とも、より一層のご支援ご協力をお願いいたします。

### 名取市長 山田 司郎

協定地	市有林地、県有防災林地		
	下増田字屋敷地内ほか	協定面積	約 96.40 ha



「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動記念誌」の発刊、誠におめでとうございます。

皆様におかれましては、津波によって流出した海岸防災林再生のため、本市を含む仙台湾沿岸部の植樹や育樹にご尽力をいただき心から感謝を申し上げます。

本市の海岸防災林は、昔から潮風や高潮の塩害から農地や住家を守り、貞山運河と一体となった風情ある景観が市民に親しまれてきました。この度、多くの方々のご尽力によって約1万本のクロマツ等を本市沿岸部に植栽していただき、着実に海岸防災林が再生されてきていると大変嬉しく思っております。

本市でも、津波からの多重防御の要として沿岸部に千年希望の丘を整備し、現在、園路に約33万本の常緑広葉樹を植樹しています。将来、海岸防災林が大きく成長し、丘と共に末永く市民の安全と財産を守ってほしいと願っております。

結びに、関係皆様の今後ますますのご健康とご多幸を祈念しましてお祝いの言葉といたします。



### 岩沼市長 菊地 啓夫

協定地	市有林地，県有防災林地	寺島字川向地内	協定面積	約 3.13 ha
		寺島字川向地内		約 4.57 ha
				合計約 7.70 ha

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動記念誌の刊行を心からお祝い申し上げますとともに、東松島市の海岸防災林の復旧へのご協力に厚く感謝申し上げます。

本市の海岸林と砂浜は、大曲浜から野蒜・宮戸まで約10kmにわたって連なり、白砂青松の景勝地として市民に愛されていました。また、台風などの暴風雨から農地や家屋を守る防風林としても大きな役割を果たしていましたが、震災の津波で壊滅的な被害を受け、ほぼすべての松が流出してしまいました。そのような中、県内外の8団体によって約3.2haの植栽が行われ、20年後には元の美しい松林が復活できるものと感じております。

本市では、今年から宮野森小学校みどりの少年団が結成し、次代を担う子どもたちの育成とともに、市全体で誇りある美しい松林の再生にさらに取り組んでまいります。

結びに、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動の益々の推進と海岸防災林の健やかな成長を願っております。



### 東松島市長 渥美 巖

協定地	市有林地，県有防災林地	野蒜地内（洲崎）	協定面積	約 0.40 ha
		大曲浜地内		約 2.80 ha
				合計約 3.20 ha

はじめに、震災直後より全国の皆様からの多大なご支援を頂き、心より感謝申し上げます。

亘理町では、東日本大震災の津波により沿岸部の約4kmに及ぶ海岸防災林が倒木、流失等甚大な被害を受けましたが、国や宮城県のご協力の下、被害を受けた海岸林の再生に取り組み、今年度で災害復旧事業も完了となります。

また、緑豊かな海岸林を取り戻すため、民間団体、宮城県及び町の三者で「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動の協定」を締結し、クロマツやヤマザクラ等の苗木の植樹活動をはじめ、下刈りや捕植といった管理作業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今後は、全国各地の皆様より心を込めて植樹いただいた苗木が成木になるまで維持管理を徹底し、10年後、20年後海岸防災林として再生させ、次の世代が安心して生活できる環境を築いて参ります。

### 亘理町長 山田 周伸

協定地 町有林地、県有防災林地 吉田字砂浜地内 協定面積 約 27.42 ha



「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」記念誌刊行、誠におめでとうございます。

また、継続的な海岸林再生活動にお取り組みいただいております協定締結企業・団体様に対し、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災では、わが町にも巨大津波が押し寄せ、地域の手により長年守り育てられてきた海岸林と、自慢の白砂青松の風景が一瞬にして奪い去られましたが、国・県はもとより、全国各地の皆様のおかげにより、お陰をもちまして復旧が完了する運びとなっております。

本町としましては、皆様の手により大切に植栽された苗木が、山元の地にしっかりと根を張り、かつての白砂青松の姿を取り戻すことができるよう、持続的な保育・育林活動に向け、次世代へ継承される住民協働による森林づくりの構築を推進して参ります。

結びに、本活動のより一層の活性化と、協定締結企業・団体様のさらなるご活躍をご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

### 山元町長 齋藤 俊夫

協定地 町有林地 山寺字須賀地内 協定面積 約 1.87 ha



本町の海岸線を形成する漁港や集落，砂浜，その背後にある松林が織りなす風光明媚な景観は，多くの人に愛され本町の自慢でもありました。中でも海岸に面した松林は景観のみならず，昔から防潮，防風林として連綿と人々の暮らしを守ってきた歴史があります。

しかし，2011年3月の東日本大震災により本町の沿岸部は壊滅的な被害を受け，震災後は失われた松林の再生を果たすべく，2012年6月に県事業で実施された「海岸林再生キックオフ植樹」を皮切りに計画的な治山事業が進められ，令和2年度には全ての事業を完了しております。

地域住民との協定による「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」では，住民や関係団体が一つとなって取り組むことにより，地域の防災機能向上と白砂青松の景観回復とともに地域コミュニティの醸成も期待されます。

結びに，ご協力いただきました関係機関・団体など多くの皆さまに心から感謝申し上げます。



### 七ヶ浜町長 寺田 薫

協定地	町有林地 菖蒲田浜字牛ノ鼻木地内	協定面積	約 0.24ha
	代ヶ崎浜字西地区		約 0.15ha
		合計	約 0.39ha

はじめに，東日本大震災からの復旧復興に際しましては，全国からの温かいご支援を賜り，心より感謝を申し上げます。

南三陸町では，防潮堤工事を終えた戸倉地区の県有防災林において，平成29年から宮城県・みやぎ森林づくり支援センターと連携して海岸林再生活動に取り組んでまいりました。この活動を機に，地域住民をはじめ県内外から大勢の皆様のご参加を得て，津波で失われた松林に新たな苗の植樹ができましたこと，大変嬉しく思います。

今後の海岸林再生には長い年月を要しますが，将来，地域の財産として人々の暮らしを潮害や津波から守り，松林の緑がリアス式海岸とともに情緒ある風景を形成してくれるものと期待しております。

結びに，南三陸町としましても，過去の津波災害から先人たちが守り育ててきた海岸林を再生させ，次の世代に継承していくため，この取組を一層推進してまいりますので，今後ともご支援，ご協力を賜りますようお願いいたします。



### 南三陸町長 佐藤 仁

協定地	県有防災林地 戸倉字波伝谷地内	協定面積	約 0.30ha
-----	-----------------	------	----------



## 第4 資料編

---

### 関係資料

- 1 活動概念図
- 2 協定締結団体・実績
- 3 協定位置図
- 4 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領

本文

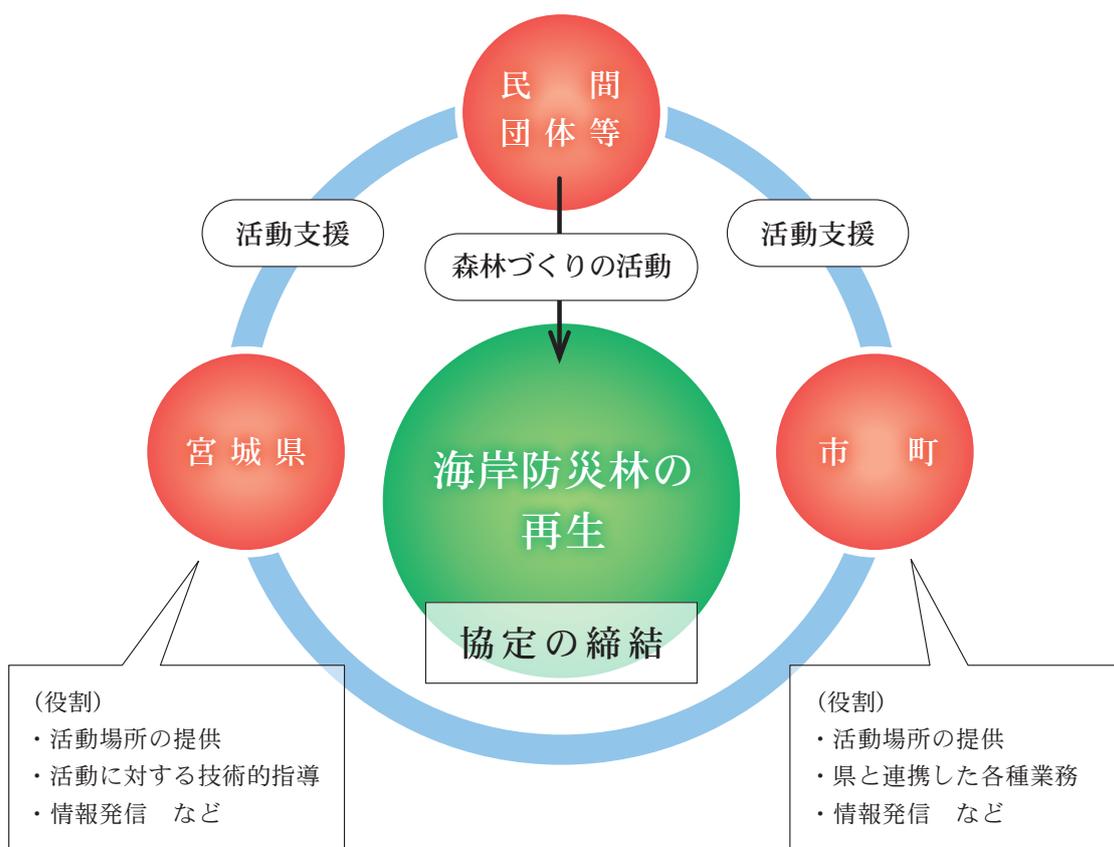
別記1	植栽及び保育条件 協定締結までの流れ
別記2	協定締結者の役割
別記様式第1号	〇〇地区海岸防災林再生に向けた活動に係る協議書
別記様式第2号	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書
協定書別記様式第1号	全体活動（変更）計画書
協定書別記様式第2号	年間活動（変更）計画書
協定書別記様式第3号	活動着手届
協定書別記様式第4号	年間活動実績報告書
別記様式第3号	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書（緑推用，未掲載）
別記様式第4号	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定の一部を変更する届出書
別記様式第5号	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書の一部を変更する協定書
別記様式第6号	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定更新の届出書
別記様式第7号	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動終了の届出書

## 1 活動概念図

### みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動について

(趣旨)

東北地方太平洋沖地震による津波により壊滅的な被害を被った県内の海岸防災林の再生にあたり、県として次世代に継承される森林づくり等を目標に、被災地における植樹等の森林づくり活動の実施を表明している民間団体等の参加・協働を推進するもの。



[基本的な考え方]

- ・民間団体等との連携により植栽等を行う場合であっても、海岸防災林として求められる様々な機能が確保されるものとなるよう、植栽等は治山技術基準を踏まえたものであること。

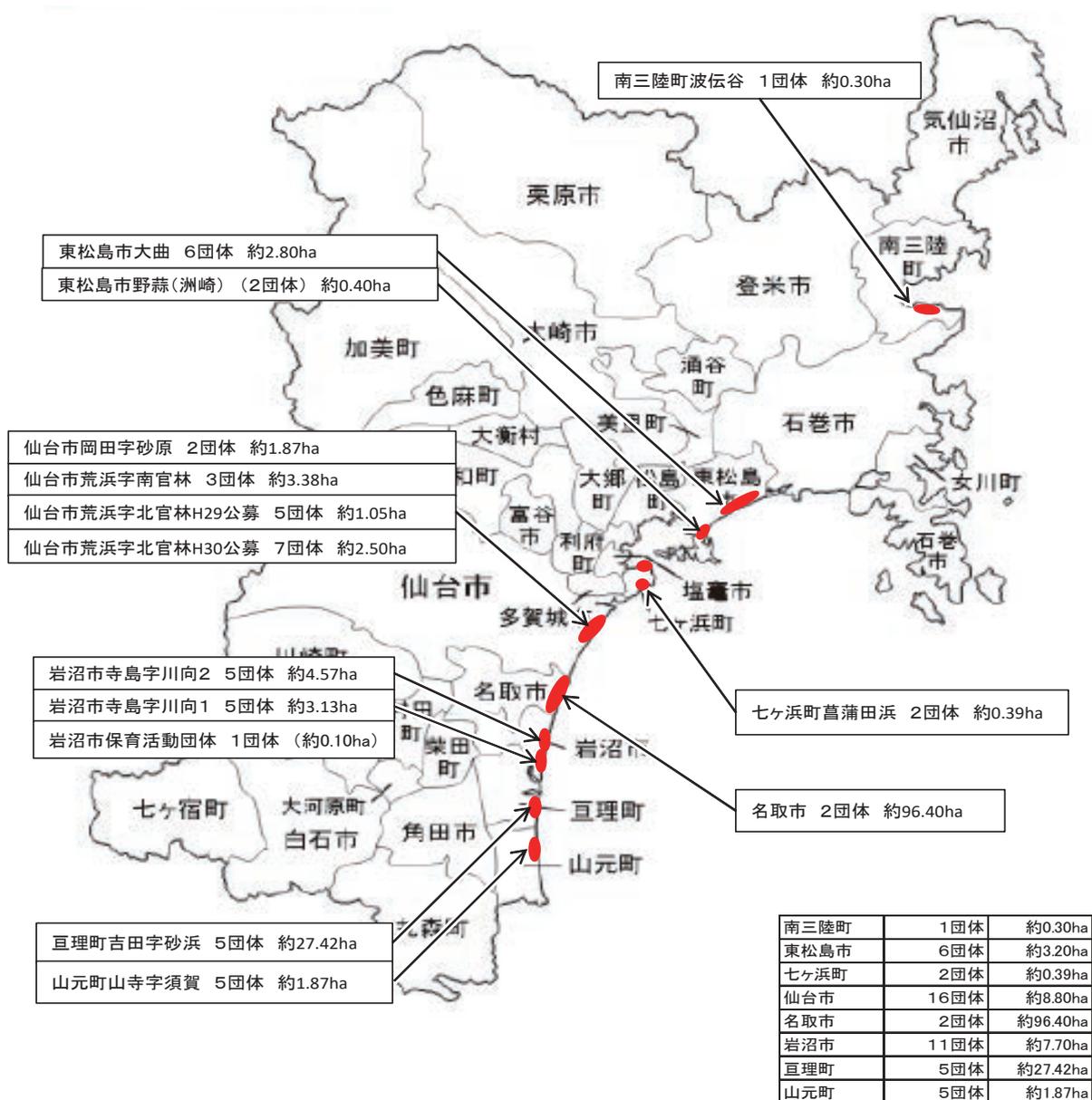
[活動内容]

- ・植栽後においても植栽木が活着し、植栽木が雑草木等より高くなり、被圧される懸念が無くなるまでの一定期間において継続的な森林整備を行う活動
  - ・県、市町及び民間団体等との協定締結による森林整備活動
- ※ 県有防災林の場合は県と民間団体等との二者で協定することができる。

## 2 協定締結団体・実績

協定年度別団体数		協定団体	協定面積 (ha)	協定市町
平成 25 年度	26.2.13	(公財) オイスカ 名取市海岸林再生の会 } }	96.40	名取市
H 25 合計	1		96.40	
平成 26 年度	26.12.22	(公社) 宮城県緑化推進委員会 (仙台 1)	0.37	仙台市
		(公社) 宮城県緑化推進委員会 (仙台 2)	0.80	仙台市
		(公社) 宮城県緑化推進委員会 (岩沼)	3.30	岩沼市
		(公社) 宮城県緑化推進委員会 (亶理)	0.59	亶理町
		(公社) 宮城県緑化推進委員会 (東松島 1)	0.80	東松島市
		(公社) 宮城県緑化推進委員会 (東松島 2)	0.94	東松島市
	27.3.17	みやぎ森林づくり支援センター	0.96	亶理町
	27.3.25	(株) ジャパンクリーン	0.31	岩沼市
27.3.27	DCMホームマック (株)	0.10	岩沼市	
27.3.31	NPOわたりグリーンベルトプロジェクト	14.10	亶理町	
H 26 合計	5		22.27	
平成 27 年度	27.4.10	NPO生命と環境保全	0.94	山元町
	27.4.10	(一社) 宮城県造園建設業協会岩沼分会	1.12	岩沼市
	27.10.1	ゆりりん愛護会	0.60	岩沼市
	27.11.26	東根市緑の少年団運営協議会	0.60	東松島市
	28.1.19	宮城県土地改良事業団体連合会	0.47	亶理町
	28.2.26	被災地里山救済・地域性苗木生産ネットワーク	0.10	山元町
	28.3.23	NPO宮城県森林インストラクター協会	0.31	山元町
28.3.23	クミアイ化学工業 (株)	0.21	山元町	
H 27 合計	8		4.35	
平成 28 年度	28.4.6	(公社) ゴルフ緑化促進会	0.31	山元町
	28.4.22	ネットヨタ仙台 (株)	0.60	岩沼市
	28.4.22	DCMホームマック (株)	0.22	岩沼市
	28.4.22	宮城電業協会	0.45	岩沼市
	28.7.13	(公財) イオン環境財団	11.30	亶理町
	28.9.15	(一社) 宮城県建設業協会	0.80	岩沼市
	28.10.7	菖蒲田浜地区会	0.24	七ヶ浜町
	28.10.11	みやぎ森林づくり支援センター	0.32	東松島市
	28.11.2	宮城県林業公社分収林推進協議会	0.20	岩沼市
29.3.30	宮城県土地改良事業団体連合会	0.26	東松島市	
H 28 合計	10		14.70	
平成 29 年度	29.9.29	みやぎ森林づくり支援センター	0.30	南三陸町
	29.10.13	ゆりりん愛護会	0.30	仙台市
	29.10.13	仙台市森林アドバイザーの会	0.18	仙台市
	29.10.13	(公社) ゴルフ緑化促進会	0.10	仙台市
	29.10.13	クミアイ化学工業 (株)	0.10	仙台市
	29.10.27	仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議	3.28	仙台市
	30.1.9	セイホク (株)	0.28	東松島市
H 29 合計	7		4.54	
平成 30 年度	30.4.12	(一社) 森の防潮堤協会	0.99	仙台市
	30.6.29	ゆりりん愛護会	0.50	仙台市
	30.6.29	NPO蔵王のブナと水を守る会	0.10	仙台市
	30.6.29	ネットヨタ仙台 (株)	0.20	仙台市
	30.6.29	すてきなイスグループ (株)	0.10	仙台市
	30.6.29	(株) 七十七銀行	0.20	仙台市
	30.6.29	イオンリテール (株)	0.60	仙台市
31.2.14	(株) 藤崎	0.38	仙台市	
H 30 合計	8		3.07	
令和 2 年度	R2.6.11	(株) ジャパンクリーン	0.60	仙台市
	R2.8.6	TEAM ID	(0.10)	岩沼市
	R2.10.19	代ヶ崎浜区	0.15	七ヶ浜町
R 2 合計	3		0.75	
合 計	42		146.08	

### 3 協定地位置図



合計:42協定(33団体)・延べ48団体 協定面積 約146.08ha

## 4 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領

### (趣旨)

第1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を被った本県の海岸防災林（国有財産地に存する海岸防災林を除く。以下同じ。）の再生に当たっては、次の各号を目標において、被災地における植樹等の森林づくり活動（以下「活動」という。）の実施を表明している地域住民や団体、企業等（以下「民間団体等」という。）の参加・協働を推進するものとする。

- (1) 次世代に継承される住民等の参加・協働による森林づくりの推進
- (2) 古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生
- (3) 潮害、飛砂、風害の防備等の災害防止機能を有し、背後の農地や居住地を災害から守る海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚

### (活動内容等)

第2 民間団体等の活動内容は、海岸防災林を確実に成林させるため、植栽木が活着し、雑草木に被圧される懸念がなくなるまでの一定の期間継続される森林づくり活動とする。

- 2 活動の対象とする森林（以下「活動対象森林」という。）は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。
- 3 活動の実施に当たっては、県、市町及び民間団体等の3者で協定を締結するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみである場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができるものとする。
- 4 前項に定めるほか、公益社団法人宮城県緑化推進委員会（以下「県緑推」という。）からの申し出により、県及び県緑推の2者で協定を締結し、海岸防災林の再生に係る普及啓発及び森林づくり活動を行うことができるものとする。

### (植栽及び保育の条件)

第3 民間団体等は、再生させる海岸防災林が十分な災害防止機能等を発揮できるよう、別記1に掲げる条件に従って植栽及び保育等を行うものとする。

### (実施主体の資格要件)

第4 活動を実施する民間団体等（以下「実施主体」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 団体の目的、運営に関する規約を有すること。
  - (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
  - (3) 植栽、保育等この要領に基づく活動全般に関し、善良な管理を行う資質と体制を有していること。
  - (4) 地震発生時等の緊急時に自力で速やかに避難できる体制を有すること。
  - (5) 団体の目的が特定の者の利益に資するもの及び営利を目的としたものではないこと。
  - (6) 宮城県又は市町と現に係争関係にないこと。
  - (7) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2第4項に定める協定に基づいて、県緑推が実施する森林づくり活動に参加する民間団体等については、前項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすことを要

しないものとする。

(役割)

第5 県，市町，県緑推及び実施主体の役割は別記2に掲げるとおりとする。

(実施主体の選定)

第6 実施主体の選定は，次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 民間団体等からの申し出を受けて，連携して活動を推進する市町からの協議
  - (2) 県の公募
  - (3) 第2第4項による協定に基づいて県緑推が行う募集
- 2 前項第1号により協議しようとする市町は，予め活動する区域を県と調整するとともに，第4に基づく資格要件並びに実施主体の有する技能及び活動内容等を確認の上，別記様式第1号により県に協議するものとする。
- 3 第1項第2号の公募にあたっては，県は，予め活動する区域等の公募内容について市町と調整の上，県のホームページ等にこれを掲載して実施主体を公募するものとする。
- 4 県は，前項の公募に対し活動希望申請があった場合，第4に基づく資格要件並びに実施主体の有する技能及び活動計画等を確認の上，意見を付して市町と協議するものとする。
- 5 県は，実施主体を決定したときは，その結果を市町及び実施主体に通知するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず，第1項第3号に定める募集に係る実施主体については，県緑推が決定するものとする。

(協定締結)

第7 第6第1項第1号及び第2号により選定された実施主体は，第2第3項に基づき，原則として次の各号に掲げる事項を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的
  - (2) 森林の名称，位置及び面積
  - (3) 全体活動計画書の提出
  - (4) 年間活動計画書の提出
  - (5) 活動の着手
  - (6) 活動実績の報告
  - (7) 活動の実施
  - (8) 安全確保等の措置
  - (9) 経費の負担
  - (10) 立木竹等の所有権等の権利
  - (11) 標識等の設置
  - (12) 法令等の遵守
  - (13) 林野火災防止等の措置
  - (14) 損害賠償
  - (15) 活動実施箇所の適切な管理
  - (16) 協定の破棄
  - (17) 協定の有効期間
  - (18) その他必要と認められる事項
- 2 前項の協定は，別記様式第2号により締結するものとする。
- 3 県と県緑推は，第2第4項に基づき，原則として次の各号に掲げる事項を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 普及啓発活動に関する連携
- (3) 参画支援に関する役割分担
- (4) 全体活動計画書の提出
- (5) 活動の実施
- (6) 経費の負担
- (7) 活動実施場所の管理
- (8) 協定の破棄
- (9) 協定の有効期間
- (10) その他必要と認められる事項

4 前項の協定は、別記様式第3号により締結するものとする。

#### (協定の変更)

第8 実施主体は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第4号により県に協定変更届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体等の2者で協定を締結している場合は除く。

3 前項による協定の一部を変更する協定については、別記様式第5号により締結するものとする。

#### (協定の更新)

第9 実施主体は、協定有効期間満了後も活動を継続する場合は、別記様式第6号により県に協定更新届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定更新届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体の2者で協定している場合は除く。

3 前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を市町及び実施主体に通知し、別記様式第5号により締結するものとする。

#### (協定の終了)

第10 実施主体は、協定期間満了後に協定の更新を行わない場合には満了日の1か月前までに、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の1か月前までに、別記様式第7号により県に協定終了届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定終了届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体の2者で協定している場合は除く。

3 前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の終了又は解消を市町及び実施主体に通知する。

#### (活動の実施)

第11 県、市町、県緑推及び実施主体は、第7に基づく協定内容を遵守し、相互の連携、協力のもと、適切な連絡調整を図りながら活動の円滑な実施に努めるものとする。

2 県、市町及び県緑推は、活動対象森林における活動が法令等により制限されている場合、当該法令等の規定を実施主体に遵守させることとする。

(施設の設置等)

第12 県及び市町は、実施主体の活動の実施に当たり、資材置き場等の施設が必要な場合、当該施設が仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質の変更が軽微なものであるときは、その設置を認めることができるものとする。

- 2 実施主体は、前項の施設を設置しようとする場合、協定に基づく活動計画書に予め記載するとともに、設置時期等詳細について別途県及び市町と調整を図らなければならない。

(立木竹等の所有権等の権利)

第13 実施主体は、活動対象森林における立木竹等についての所有権のほか、植栽、保育等の作業により生ずる一切の権利を有しないものとする。

(活動支援)

第14 県及び市町は、活動が円滑に実施されるよう、以下の各号について実施主体を支援するよう努めるものとする。

- (1) 活動開始に当たっての現地案内及び説明
- (2) 活動計画策定にあたっての助言
- (3) 活動に関する情報提供
- (4) 活動実施にあたっての技術的指導等
- (5) その他必要な情報提供等

(技術的指導)

第15 県(森林整備課又は当該活動実施箇所を管轄する地方振興事務所)の林業技術職員は、実施主体に対して、海岸防災林に求められる災害防止機能等が損なわれないよう、必要な指導を行うものとする。

(活動箇所の維持管理等)

第16 活動による植栽、保育等に係る点検は県が行う。

- 2 協定の有効期間内において、実施主体が継続して活動を実施することが困難となった場合又は実施主体では実施困難と認められる作業が生じた場合、活動対象森林の維持管理等については、原則として県が行うものとする。

(情報発信等の広報活動)

第17 県及び市町は、実施主体の活動計画及び実績をとりまとめ、個人情報取り扱いに十分注意し、インターネット等により積極的に情報を発信し、広報宣伝に努めるものとする。

附則

この要領は、平成26年1月21日から施行する。

附則

この要領は、平成26年12月15日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。

## 植栽及び保育の条件

### 1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮するため、将来的に根系及び樹冠が発達して十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林とすることを目標とする。

### 2 植栽樹種について

区 分	植栽樹種
海岸部	・ 針葉樹とし、クロマツ又はアカマツとする。
内陸部	・ 針葉樹の場合、クロマツ又はアカマツとする。 ・ 広葉樹の場合、コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、クリ等を中心に列状又は塊状に混植とする。

### 3 苗木について

区 分	内 容
針葉樹	・ マツ類については、治山事業で使用する苗木の規格、品質に準じたクロマツ又はアカマツとする。 なお、苗木の供給体制等を考慮し、本県の精英樹クロマツ又は精英樹アカマツ、被災後の海岸防災林に発生した実生苗も積極的に活用するものとするほか、通常のクロマツ又はアカマツを使用する場合は、予め植栽箇所を被害防除のしやすい箇所等に調整するものとする。  (参考) 治山事業で使用する苗木の規格、品質 ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。 ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。 ・ 抵抗性クロマツ（又は抵抗性アカマツ）採種園産の種子から育てた苗であること。 ・ 健全に育成された1～2年生の苗で、苗長20cm以上、根元径4mm以上であること。
広葉樹	・ できるだけ地元産の種子から生産された、宮城県内海岸部に自然分布する上記(2)に掲げた樹種の苗木とする。 ・ 実施主体が遠隔地から入手する場合にあっては、予め任意様式により産地が分かる書面を提出されたものであること。

### 4 植栽時期について

海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期に植栽を実施するものとする。

また、活動面積が1ヘクタールを越える場合は、複数年にわたる計画的な植栽計画も可能とするが、この場合であっても、なるべく早期に植栽を終了するものとする。

## 5 植栽密度について

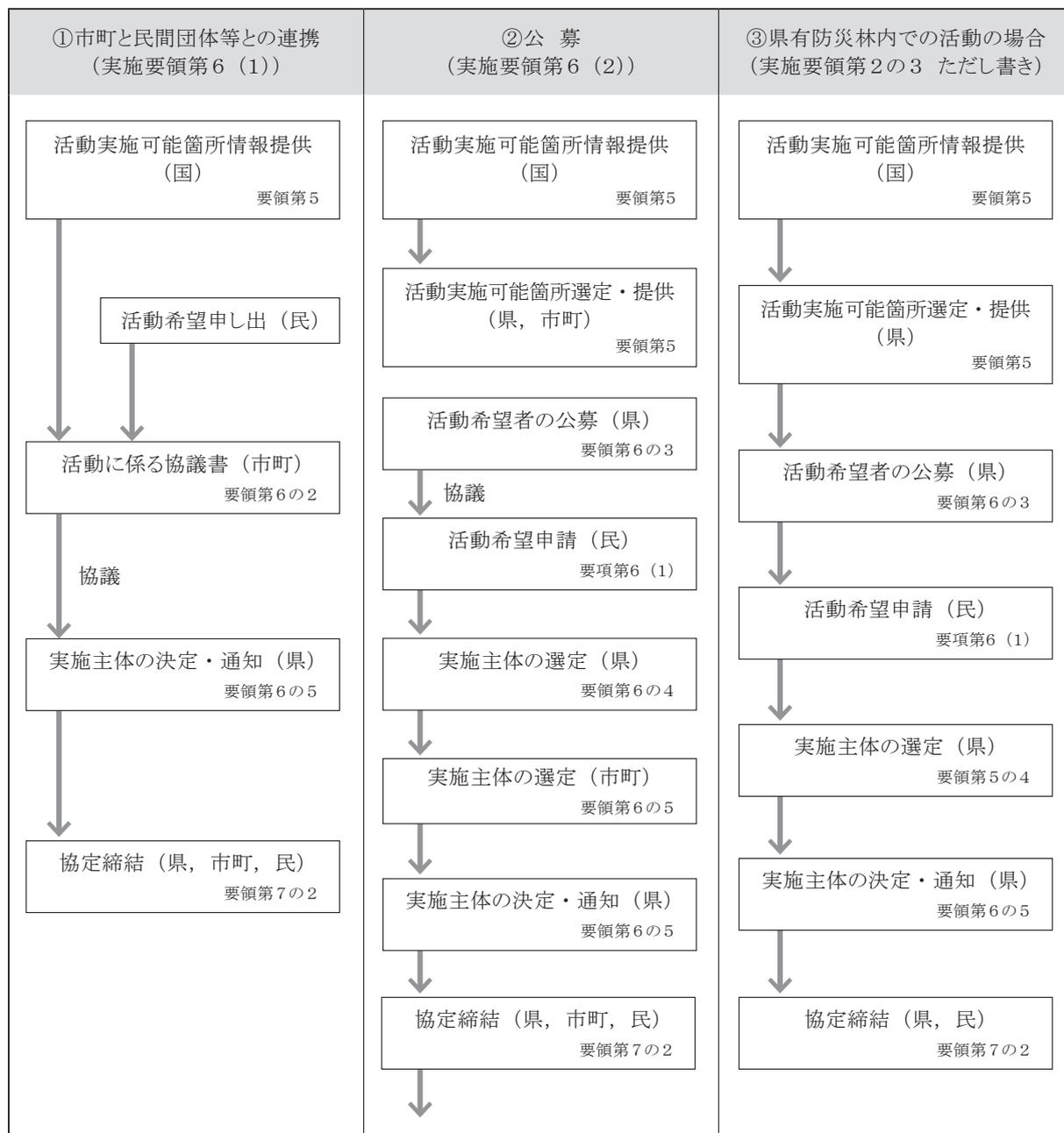
区 分	植栽密度
針葉樹	・マツ類にあつては、1ヘクタールあたり5,000本以上
広葉樹	・1ヘクタールあたり3,000本以上

## 6 植栽後の保育について

植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められるので、必要な場合は植栽翌年以降、改植、補植等を行うものとする。

また、下刈については、植栽木が雑草木等より高くなり、被圧される懸念がなるまでの期間、状況に応じて年1～2回実施するものとする。

### 協定締結までの流れ



(略称)

国：林野庁 県：宮城県 市町：活動箇所を管轄する市町 民：民間団体等

要領：みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領

要項：みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動希望者募集要項

## 協定締結者の役割

区分	役割	備考	
協定締結	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸防災林の再生に向けた植栽等の活動</li> <li>・海岸防災林の役割の理解</li> <li>・森林造成を通じた防災意識の高揚</li> </ul>	
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸防災林の役割や森林造成を通じた防災意識の醸成</li> <li>・実施主体の活動実施箇所の選定、提供 (県有林及び私有林。私有林の場合は土地使用者承諾を取得したものに限り。)</li> <li>・実施主体が行う活動に対する技術的指導</li> <li>・活動実施箇所の点検</li> <li>・必要に応じ、活動継続困難箇所または実施困難作業等の管理</li> <li>・活動計画及び実績等の情報発信、広報宣伝</li> </ul>	
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体の活動実施箇所の選定、提供 (市町有林又は私有林。私有林の場合は土地使用者承諾を取得したものに限り。)</li> <li>・実施主体と連携した活動の推進</li> <li>・県と連携した各種業務</li> </ul>	
国(林野庁)	実施主体の活動実施可能箇所の情報提供(民直箇所)		

※実施要領第2の3のただし書きに基づく協定の場合、上表の市町を削除したものと見なす。

## (参考) 活動の流れ

行動	対象	内容
1. 活動実施可能箇所の選定	国, 県, 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生基盤造成が終了した箇所から選定</li> <li>・活動実施可能箇所の区分</li> </ul>
2. 活動実施に関する県への協議 (実施要領第6(1)の場合) 活動実施者の公募等 (実施要領第6(2)の場合)	市町 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町と民間団体等との連携検討</li> <li>・ホームページ等に掲載</li> </ul>
3. 活動実施者(実施主体)の決定	県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された申請書により審査, 決定</li> <li>・審査に際して県は市町に意見聴取</li> </ul>
4. 協定締結	実施主体, 県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結</li> </ul>
5. 活動計画の提出	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体及び年間計画書の作成, 提出</li> </ul>
6. 活動着手	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動着手</li> </ul>
7. 活動実施と技術的指導等支援	実施主体 県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体の活動(植栽等活動)</li> <li>・県は林業技術を指導(県)</li> </ul>
8. 活動終了	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽等終了</li> <li>・協定に沿った活動か否かの確認</li> </ul>
9. 情報発信・広報宣伝	県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動計画及び実績を発信</li> </ul>
10. 活動(協定期間)終了後の管理	県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として森林所有者が管理</li> </ul>

年 月 日

宮城県知事

殿

市(町)長

印

〇〇地区海岸防災林再生に向けた活動に係る協議書

このことについて、下記の実施主体から別添のとおり申し出があり、当市(町)は下記のとおり当該実施主体と連携して活動を推進したいので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領第6の2に基づき協議します。

なお、申し出の内容から活動資格等について確認したところ、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領第4に記載された活動しようとする民間団体等の資格要件に該当する団体であることについて事実と相違ないことのほか、活動は申し出者の指揮・監督の下において行うもので、活動参加者の事故等については申し出者が一切の責任を負う旨確認したことを申し添えます。

記

1 実施主体(申し出者)

団体名及び 代表者名	※団体の規約を添付すること。 (団体の会員数 名)	
事務局	担当者名	
	所在地 及び 連絡先	(住所) 〒  (電話) (FAX)  (電子メール)

2 森林づくりの活動構想

活動の目的	※活動を実施する背景、目的について簡潔に記載すること。	
実施場所及び 面積	場所： 概ね	ヘクタール



安全管理体制	<p>※活動時の安全管理体制について具体的に記載すること。</p> <p>※記載例 実施主体で安全指導等の対応者を複数人配置する予定である。</p>
緊急時 避難態勢	<p>※地震等は発生した際の避難態勢について具体的に記載すること。</p> <p>※記載例 緊急地震速報等が発令された場合は、直近の市指定避難場所等に速やかに避難し、避難者の安否確認を行う。</p>

#### 4 森林づくりの活動実績等

活動実績の 有無 (該当を○囲み)	有 無
活動実績の詳細	<p>※実績有の場合にのみ記載すること。</p> <p>(活動場所)</p> <p>(活動面積)</p> <p>(活動期間)</p> <p>(具体的な活動内容)</p> <p>(活動人員)</p>

みやぎ海岸林再生  
みんなの森林づくり活動  
協定書

宮 城 県  
市 (町)  
○ ○ ○ 会

## みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書

宮城県（以下「甲」という。）、市（町）（以下「乙」という。）及び（以下「丙」という。）は、海岸防災林の再生に向けた活動に関し、次のとおり活動協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （協定の目的）

第1 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく海岸防災林の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

### （森林の名称、位置及び面積）

第2 甲及び乙は、下記の森林において、丙に活動を行わせるものとする。

### 記

1. 森林の場所	
2. 林小班	
3. 森林の面積	
4. 森林の名称	

### （全体活動計画書の提出）

第3 丙は、活動の実施にあたって、別記様式第1号により全体活動計画を作成し、甲及び乙と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲及び乙に提出するものとする。

2 甲及び乙は、丙が実施する活動が健全な海岸防災林等の造成に資することを踏まえ、前項により丙が作成する計画に対し、必要に応じて技術的指導等作成支援を行うものとする。

3 丙は、前項の全体活動計画を変更しようとする場合は、甲及び乙と調整した上で、変更しようとする14日前までに甲及び乙に提出するものとする。

### （年間活動計画書の提出）

第4 丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別記様式第2号により年間活動計画を作成し、甲及び乙と調整の上、前年度の3月20日までに甲及び乙に提出するものとする。

2 前項に係わらず、活動初年度にあたっては、丙は、活動を開始する10日前までに甲及び乙に提出するものとする。

3 丙は、前項の年間活動計画を変更しようとする場合は、甲及び乙と調整した上で、変更しようとする14日前までに甲及び乙に提出するものとする。

### （活動の着手）

第5 丙は、活動に着手した時は、着手した日から10日以内に別記様式第3号により甲及び乙に届け出るものとする。

### （活動実績の報告）

第6 丙は、毎年度の活動実績について、活動を実施した翌年度の4月20日まで別記様式第4号により甲及び乙に報告するものとする。

(活動の実施)

第7 丙は、別記様式第1号及び第2号の計画に沿って活動を実施するものとする。

- 2 甲及び乙は、丙が行う植栽等の活動に対し、海岸防災林として求められる災害防止機能等が確保されるよう必要な技術的指導・調整を行うものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、活動に参加する者（以下「活動参加者」という。）に対し、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 4 丙は、活動参加者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課されている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

(安全確保等の措置)

第8 丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時における連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期するものとする。

- 2 丙は、本協定に基づく活動参加者の安全（緊急時の避難を含む）を責任を持って確保し、万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくものとする。

(経費の負担)

第9 活動の実施に要する経費については、丙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

第10 丙は協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木竹等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

(標識等の設置)

第11 丙は、活動にあたり、甲及び乙がそれぞれの所有林の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。

- 2 標識類の設置計画等については、第3に基づく全体活動計画に掲載するほか、標示内容等について必要に応じ甲及び乙とあらかじめ連絡調整するものとする。

(法令等の遵守)

第12 丙は、活動の対象となる森林の係る法令等による規定を遵守するものとする。

(林野火災防止等の措置)

第13 丙は、当該活動実施箇所及びその周辺において、林野火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丙は、活動参加者に対し、当該活動箇所及びその周辺における火災防止に十分留意するよう周知する等して林野火災防止に万全を期すとともに、万一、林野火災が発生した場合には直ちに甲、乙及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 丙は、活動参加者に対し、活動に伴う廃棄物の始末等の注意を呼びかけ、当該活動箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

第14 丙及び活動参加者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他甲及び乙の財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動実施箇所の適切な管理)

第15 甲及び乙は、活動実施箇所が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄)

第16 甲及び乙は、次の場合、本協定を破棄することができるものとする。この場合、甲及び乙は、丙に事前に通知した上で本協定を破棄するものとし、必要に応じてその事実、団体名等を公表するものとする。

- (1) 活動の対象となる森林に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 本協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- (3) 活動実施箇所の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要が生じたとき
- (4) 甲及び乙が実施する管理経営及び地域森林計画等、森林整備計画に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結者としてふさわしくない行為を行ったこと等により、協定締結者として不適当であると認められる場合

(協定の有効期間)

第17 本協定は、協定を締結した日から 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の 年 月 日以降の取扱いについては、丙からの活動継続の申出により特段の事情がない限り、甲及び乙の管理経営の情勢を踏まえた上で、別記様式第1号の全体活動計画書に記載された活動計画に基づき更新を行うものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

(その他必要と認められる事項)

第18 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

乙

丙

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

〇〇地区海岸防災林再生に向けた活動に係る全体活動計画書

このことについて、下記のとおり全体活動計画を策定したので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書第3に基づき提出します。

記

1 活動場所の名称・位置・面積

名称	位置	面積
	( 林班内)	ヘクタール

2 全体活動計画書

(1) 活動の目的

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

年次	活動内容	備考
※記載例 年次 ( 年度)	植栽 (樹種:クロマツ) 本数 N= 本 (面積 ha)	標識設置
1年次 ( 年度)	(面積 ha)	
2年次 ( 年度)	(面積 ha)	
3年次 ( 年度)	(面積 ha)	
4年次 ( 年度)	(面積 ha)	
年次 ( 年度)		

※1 活動内容は、植栽、下刈等の具体的な活動内容のほか本数や回数等を記載すること。

※2 活動区域内に標識を設置する場合は、備考欄に記載すること。

※3 記載内容が多い場合は、別紙として差し支えない。

※4 計画を変更する場合は、変更部分を朱書きにて記載する。

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

〇〇地区海岸防災林再生に向けた活動に係る年間活動計画書  
( 年次計画)

このことについて、下記のとおり年間活動計画を策定したので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書第4に基づき提出します。

記

1 当年次計画活動場所の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
		ヘクタール

2 年間活動計画書

(1) 活動の内容及びスケジュール

活動内容	時 期	活動等の詳細
※記載例 地拵・植栽	4月上旬	樹種：クロマツ 本植栽予定 苗木調達：生産者〇〇〇 生産場所〇〇〇 参加見込者数： 名

※1 活動等の詳細は、植栽、下刈等のほか、本数や回数、参加見込者等を記載すること。

※2 記載内容が多い場合は、別紙として差し支えない。

※3 計画を変更する場合は、変更部分を朱書きにて記載する。

(2) 添付資料

※活動計画箇所の図面等、必要に応じて添付すること。

3 当年次担当者（活動責任者）

事務局	担当者名	
	所在地 及び 連絡先	(住所) 〒  (電話) (FAX) (電子メール)

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

〇〇地区海岸防災林再生に向けた活動に係る年間活動着手届  
( 年次計画)

このことについて、下記のとおり活動に着手したので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書第5に基づき届け出ます。

記

1 年間計画書提出日	年 月 日
2 活動に着手した日	年 月 日
3 当年次活動期間 (見込)	年 月 日 ~ 年 月 日
4 その他特記事項	

※ 当年次活動期間 (見込) は、年間活動計画書に基づく活動する概ねの期間を記載すること。

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

〇〇地区海岸防災林再生に向けた活動に係る年間活動実績報告書  
( 年次計画)

このことについて、下記のとおり活動を終了したので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書第6に基づき報告します。

記

1 当年次計画支援活動場所の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
		ヘクタール

2 年間活動計画書

(1) 支援活動実績

活動実施日	活動内容	参加者数 (内訳)
※記載例 年 月 日	地拵及び植栽 樹種：クロマツ          本植栽 面積：                      ヘクタール	30名 (内訳) 中学生 13名 一 般 17名

※1 活動内容は、植栽、下刈等のほか、本数や回数等を記載すること。

※2 参加者数の内訳は、一般、小学生、中学生、高校生、大学生の区分を記載すること。

※3 記載内容が多い場合は、別紙として差し支えない。

(2) 添付資料

・活動状況写真

※ 上記(1)の活動状況がわかる写真を添付する。

年 月 日

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定の一部を変更する届出書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

年 月 日付けで締結した標記協定について、下記のとおり変更したいのでみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領第8の規定により届け出ます。

記

1 変更内容

(1)

2 変更理由

(1)

3 その他

※添付資料等

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書の一部を変更する協定書

年 月 日付け, 宮城県知事 (以下「甲」という。), 市 (町) 長 (以下「乙」という。) 及び (以下「丙」という。) との間で締結したみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書の一部を次のように変更する協定を締結する。

一、(例) 原協定面積〇〇 ha を□□ ha に変更する。

二、

三、

本協定の締結を証するため, 本書 通を作成し, 甲乙丙記名押印の上, 各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事 印

乙 〇〇市 (町) 長 印

丙 住所  
氏名 印

年 月 日

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定更新の届出書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

年 月 日付で協定締結したみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定について、下記のとおり協定期間を更新したいので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領第9の規定により届け出ます。

記

- 1 協定の位置
- 2 協定面積
- 3 森林の名称
- 4 現協定期間
- 5 更新期間
- 6 更新の事由

年 月 日

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定終了の届出書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(実施主体) 住所

団体名

代表者役職・氏名

印

年 月 日付で協定締結したみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定について、下記のとおり協定の { 更新を希望しない } / { 解消を行いたい } ので、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領第10の規定により届け出ます。

記

1 協定の位置

2 協定面積

3 森林の名称

4 協定期間

5 協定終了(解消)日

6 更新を希望しない(解消したい)事由

7 施設の設置等の有無(標識等含む)

(1) 撤去必要な施設等の有無

有 ・ 無

(2) (1) で「有」とした場合の種類・数

(3) (1) で「有」とした場合の撤去予定日

年 月 日

※協定満了日までに完了するようお願いします。

～活動に取り組み、参加していただいた皆様ありがとうございます

これからも海岸林が生長するよう見守り育ててください～





みやぎ海岸林再生<sup>もり</sup>みんなの森林づくり活動の記録

令和3年3月 発行

発行 宮城県 水産林政部 森林整備課  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
電話：022-211-2923  
FAX：022-211-2929  
ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/sinrin/  
E-mail：sinsei@pref.miyagi.lg.jp

この印刷は400部作成し1部当たりの印刷単価は818.40円です。



この印刷物は植物油インキを使用しています。